

映像撮影に関する業務委託契約書

_____(以下「甲」という)と Japan Videography(以下「乙」という)とは、甲が乙に対して映像撮影に関する業務を委託することに関して、次の通り、本契約を締結する。

第1条 (委託業務)

1. 甲は、乙に対して、映像撮影を委託するものとし、乙はこれを受諾する。
2. 前項の委託業務は、映像撮影と読み取り可能な形式に変換するのみであり、編集業務は含まないことを確認する。

第2条(委託期間)

1. 委託業務の期間は令和 年 月 日～ 日までとする。
2. 前項の期間中、撮影時間は午前 時～午後 時までとし、準備時間や移動時間および読み取り可能な形式に変換する時間はその内に含まれない事とする。
3. 撮影した映像の受け渡しが出来た時点で期間内の委託業務が完了したものとす。

第3条(委託料と支払方法)

1. 甲が乙に対して支払う金額は、金 円とする。
2. 甲は乙に対して、委託業務の完了後30日以内に、前項の業務委託料を乙指定の口座に振り込みまたは手渡しにて支払う。なお、振込手数料は甲が負担する。

第4条(成果物の権利帰属)

1. 乙は委託業務の遂行により撮影した映像を全て甲に渡し、当該映像に関する無体財産権及び有体物に関する一切の権利は、発注者である甲に帰属することを承諾する。但し、法令を根拠として、本契約により甲に帰属させることが出来ない権利は除く。
2. 乙は、乙が撮影した映像が、甲の業務営業等で使用される事を承諾し、甲が実施する編集内容や発表等に関して一切異議を述べないものとする。
3. 乙は、乙が撮影した映像の複製物を第三者に閲覧させ、複製させ・又は譲渡してはならないものとする。

第5条(秘密保持)

1. 乙は、本契約の締結から委託業務の遂行完了までに知り得た情報を第三者に一切漏洩してはならない。
2. 乙は委託業務の遂行にアシスタント等を従事させる場合には、前項の義務を当該アシスタント等にも負わせて遵守させる義務を負う。
3. 行政機関または官公庁への報告義務が生じた場合は、その限りではない。

第6条(報告義務)

1. 乙は、甲の求めがあるときは、委託業務に関する情報を速やかに報告しなければならない。

第7条(契約解除)

1. 乙が本契約に違反した時は、甲は何らの催促をせず、直ちに本契約を解除する事が出来る。
2. 甲および乙は次の各号の一つに該当した時は、何らの通知催促を要せず、直ちに本契約を解除する事ができるものとする。
 - (1) 本契約に違反をした場合
 - (2) 手形、小切手を不渡にする等支払い停止に陥ったとき
 - (3) 仮差押え、差押え、仮処分、競売等の申立てを受けたとき
 - (4) 破産、民事再生、会社更生、特別清算等の手続き申立てを受け又は自ら申し立てたとき
 - (5) その他各号に準ずる事由が生じたとき

第8条 (不可抗力免責)

1. 天災地変等の不可抗力、戦争・暴動・内乱、法令の改廃制定、公権力による命令処分、ストライキその他の労働争議、輸送機関の事故、新型コロナウイルス感染症の感染、その他乙の責に帰し得ない事由による契約の全部、又は一部の履行遅滞、履行不能又は不完全履行を生じた場合には、責を問わないものとし、別途甲と乙で協議する。
2. 業務遂行中に災害の発生、又は生命に危険が及ぶと判断した場合には業務を中断し、安全が確認されるまで避難等の身を守る行動を優先的に行うこととする。
再開や中止または延期の判断は、安全確認を行い甲乙協議のうえ決定する。
3. 甲が掲げた目標、またはノルマ、成果を達成できない場合は乙に対して責を問わないものとする。
ただし、乙の怠慢によって発生した事案については、第9条を適用する。

第9条(補償および損害賠償)

1. 甲又は乙の責めに帰すべき事由により損害を受けた場合は、直接かつ現実に受けた損害の範囲内において、相手方に損害賠償を請求できるものとする。

第10条 (協議事項)

本契約に定めのない事項については甲乙協議のうえ解決することとし、双方合意の下で決定することとする。

第11条(管轄裁判所)

甲及び乙は、本契約に関して紛争が生じた場合は、仙台地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを合意する。

上記契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(甲)

印

(乙) 宮城県

Japan Videography

代表

印